

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線	穴通し（リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの）	線径0.5ミリメートルのもの	1本につき 1円32銭
	はんだ付け（リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの（併せて附属作業を行うものを含む））	線径0.5ミリメートルのもの	1点につき 3円28銭
トランス	コア詰め（手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの）	コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの	1個につき 10円47銭
		コアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むもの	1個につき 13円08銭
電気部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	足曲げ	2本足のもの	1個につき 63銭
印刷回路基板	差し	2端子の部品について行うもの	1個につき 92銭
	差し及び曲げ		1個につき 1円24銭

4 効力発生の日 令和7年5月10日

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 令和7年5月10日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。（家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。）
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 (1)仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期 (2)工賃の単価、支払日